

# 健康 安心 みんなの国保

Vol.7

平成20年度から始まる特定健診（特定健康診査）・特定保健指導は、皆さんの健康を守るために大切なものです。ぜひ受診してください。今回は、特定健診の受診方法等についてわかりやすく具体的にお知らせします。

## もうすぐ「特定健康診査受診券」が届きます

国民健康保険に加入している特定健診対象者に、保険年金課より5月上旬頃に受診券を送付します。受診券の記載内容を必ず確認してください（3月号でお知らせした受診券の形式、内容等が変更になりました）。また、受診券とともに特定健診・生活機能評価検査の案内を同封します。

対象者とは、平成20年度中（平成20年4月1日から平成21年3月31日）に40～74歳に達する人です。但し、次の方は特定健診の対象者とはなりません。受診券が送付された場合には保険年金課までご返却ください。

- 1 妊娠している方
- 2 病院または診療所に長期入院・入所している方（6か月以上）
- 3 施設に入所または入居している方（障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等）
- 4 海外に在住している方

特定健康診査受診券

平成21年3月31日 発行

国民健康保険番号	XXXXXXXXXX			
氏名	（姓をカタカナ表記）			
性別	男			
生年月日	（西暦を表記）			
有効期限	平成21年3月31日付			
健診項目	実施時期	健診項目		保険者負担率
		健診項目	実施時期	
特定健診	基本項目	健診		
	追加項目	健診		
	生活機能評価	健診		
	生活機能評価	健診		
人間ドック	人間ドック	健診		
	人間ドック	健診		

※詳細は記載欄の裏面の請求により詳細の判断が実施

住所				
電話番号				
郵便番号				
氏名				
住所				
電話番号				
郵便番号				

知照システムの種類	
支店別行機関番号	
支店別行機関名	

(D) 特定健康診査受診券

特定健康診査受診券上の注意事項

- ※ 受診券の交付を受けたときは、すでに上記の住所欄に変更のある場合は、ご自身の住所を記載してください。
- ※ 特定健康診査受診券を受けるときは、受診券と保険者証を併せてご持参ください。どちらか一方だけでは受診できません。
- ※ 特定健康診査受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- ※ 特定健康診査受診券発行は、国民健康保険に加入していることと、保険者等において健診し、必要に応じて、保健指導等に該当し、かつ、ご所属の上、受診願います。また、この券で受診する施設は、その届出先（ドック）施設において受診願います。
- ※ 健診結果のデータファイルは、自治体行政機関で管理されることとあり、第三者への提供は、法的に認められませんので、ご所属の上、受診願います。
- ※ 健康保険の資格が失効した場合は、この券を廃棄していただき、お支払いのこの券を健康保険等にお返しください。
- ※ 本券にこの券を転売した場合は、罰法により罰金として懲罰の対象となる場合があります。
- ※ この券の記載事項に変更のある場合は、すでに保険者等にお返ししてご返却してください。

○記載事項に間違いや変更があったとき及び紛失・破損等により、再交付を希望する場合は、保険年金課（国分寺庁舎 ☎40-5558）に届け出てください。